昭和支部報

HPアドレス　http://www.showa-z.com/

平成27年3月1日
第238号
発行責任者　支部長　岡部豊生
編集責任者　副支部長　松永研嗣
発行所　名古屋税理士会昭和支部
印刷所　共生印刷株式会社

城の春

こもれび

待ちに待った2014年のブラジルワールドカップが終わり、2018年のロシアワールドカップが気になり始める2015年、1979年生まれの私は、年男になります。

今年が年男になる1979年生まれのサッカー選手は、稲本潤一選手、小野伸二選手、高原直泰選手などです。いわゆる「黄金世代」と呼ばれた選手たちです。

思い起こせば、黄金世代の選手たちが最も活躍したワールドカップは、2002年の日韓共催ワールドカップではないでしょうか。

稲本潤一選手のベルギー戦でのゴールなど、黄金世代の選手たちの活躍もあり、ベスト16という快挙に大いに盛り上がった日韓共催ワールドカップの頃、私は資格試験の受験生でした。「資格試験は毎年あるけど、日本で開催されるワールドカップは人生に一回だから!」という屁理屈で自分を納得させ、日本代表の活躍に心を躍らせていたことを覚えています。

それから12年が経過した2014年のブラジルワールドカップでは、黄金世代の選手としては、早生まれの遠藤保仁選手が出場するだけでした。サッカー選手の選手寿命の短さとともに、時間の経過を感じる出来事でした。

一方、私は、資格試験に合格して10年程度の月日が経ちました。10年という時間が経過してはいますが、税理士の世界においては、まだまだスタートを切ったばかりの未熟者です。諸先輩方を始め、周りの皆様に支えて頂いて、なんとか元気にやらせて頂いているというのが正直なところです。サッカー選手で言えば、ようやくプロの世界に慣れてきた若手選手といったところでしょうか。

ロシアワールドカップでの活躍を夢見て、がむしゃらに頑張る若手選手のように、私も、支えて頂いている周りの皆様への感謝の気持ちを忘れず、将来の活躍を夢見て、がむしゃらに頑張る一年にしたいと思います。

（日比　大介）

臨時総会開催される

議案　原案通り承認可決

平成27年1月9日（金）メルパルクNAGOYAに於きまして、臨時総会が開催されました。今回の臨時総会は、平成26年12月1日に税理士法改正に伴い名古屋税理士会の会則・諸規則の改正が行われたことにより、支部規約の変更が必要となった為開催されました。

鈴木勝副支部長の開会のことばに続いて、岡部豊生支部長より臨時総会招集にあたっての挨拶がありました。司会者から総会の決議は「支部の税理士会員の1/2以上が出席し、委任状を含めたその出席者の2/3以上の多数によらなければならない」旨の説明があり、続いて、当日の出席者は、101名、委任状による議決権行使者179名、合計280名となり、この臨時総会は有効に成立した旨を報告しました。

続いて議長の選任に移り、出席税理士会員のうちから議長に谷髙範昭会員を選任しました。議事録署名人には佐藤彰浩会員、岩山将之会員が選任されました。

第1号議案　名古屋税理士会昭和支部規約一部変更の件

事前配布資料には、改正の対象となる規約の対照表が記載されており、その内容については税理士法改正に伴う規約改正である旨の説明がありました。委任状による事前の質問、当日出席会員からの質問事項はなく、この賛否を議場に諮ったところ、95名の賛成、加えて委任状による賛成が179名合計274名の賛成を得て承認可決されました。

最後に、杉野副支部長が閉会のことばを述べ、15時に臨時総会は終了しました。

1月支部研修

（平成27年1月9日開催）

「ドイツ・ミュンヘン税理士会訪問報告」

講師：名古屋税務研究所　副所長　荒川　章三氏
研究員　小栗　正章氏

〈友好協定締結と両会の交流〉

2001年に締結された友好協定に基づき今回で四度目の訪問を行いました。今回の研究テーマは、「日独税理士制度比較」と「日独所得税制」についてでした。詳細な報告に関しては、名古屋税理士会会報（12月号）の報告や今春発行予定の「税務研究」に譲りますが、回を重ねるごとに事前の準備に加え、現地での意見交換に関しても十分な時間を予定して臨みました。我が国の税理士制度や税制を

検討するにあたり諸外国の事例を引き合いに出して論ぜられる場合が多いです。しかし、社会情勢や風土文化が相違する前提の中で、単純に一部分を切り出しての比較は危険があります。ただ、常に我が国を取り巻く環境は、外圧とも言える諸外国からの影響を受けながら変化していることも事実です。

数少ない税理士制度のある国として、またEU統合といった政治的にも経済的にも国の枠組みを越えて先進的な事例として、ドイツの制度を研究することの意義は大きいと感じています。

グローバル化が進む中で、ドイツの先行事例を参考に、我が国のあるべき税理士制度と税制を継続的かつ定期的に検討することが、我が会の財産になることを願うばかりです。

〈所得区分比較〉

日本の所得税では、所得を以下の10種類に区分しております。

①事業所得、②山林所得、③給与所得、④退職所得、⑤不動産所得、⑥利子所得、⑦配当所得、⑧譲渡所得、⑨一時所得、⑩雑所得

これに対して、ドイツの所得は以下の7つの所得区分に分類されます。

①事業所得、②自由業所得、③農林業所得、④給与所得、⑤賃貸所得、⑥金融資産所得、⑦その他の所得

日本とドイツを比較した場合、大きな特徴が2点あります。1点目は、独立的事業から発生する所得について、日本では「事業所得」だけですが、ドイツでは「事業所得、自由業所得及び農林業所得」に分かれている点です。2点目は、日本では「譲渡所得、一時所得、雑所得に分類される所得」が、ドイツでは「その他の所得」にまとめられているということです。

〈所得控除比較〉

日本とドイツを比較した場合、大きな特徴が1点あります。日本では「配偶者控除及び配偶者特別控除」がありますが、ドイツでは「配偶者控除及び配偶者特別控除」がありません。

〈課税単位比較〉

納税者の世帯のうちで、配偶者や扶養親族も所得を稼得している場合に、課税対象となる所得を、「所得を有する個人ごとに捉える」のか、「世帯全体として捉える」のかということが課税単位の問題です。日本では「個人単位課税」のみですが、ドイツでは「個人単位課税」と「夫婦単位課税」の選択ができます。

〈給与所得控除比較〉

日本では給与所得控除は最低控除額が65万円(4,744ユーロ)あり、以下所得が増加するにつれて控除できる割合が減額されていきます。控除額の上限は245万円です。特定支出控除という実額控除の制度もありますが、かつては利用が非常に少なかったため、H25年分より適用が緩和されました。しかしながら、現時点での利用はそれほど多くなく、ほとんどの給与所得者は所得控除を利用しております。

ドイツでは給与所得控除は「実額控除」と「定額控除」の選択ができます。「定額控除」は一律13.7万円(1,000ユーロ)となっています。実額控除による控除項目が多ければドイツの方が納税者に有利ですが、領収書を必要としない概算控除のみを比較した場合、概算控除の金額が多い日本の方がドイツより納税者に有利といえます。

※原稿の中でのユーロと円の換算は1ユーロ=137円で計算してあります。

(研修部)

2月支部研修
（平成27年2月13日開催）

「平成26年分　確定申告の留意点」

1.「所得税・消費税に関する誤りやすい主な事例」

講師：昭和税務署　個人課税第 1 部門
大野芳哉 上席国税調査官

次のような誤り事例等の紹介と解説、国民年金保険料2年前納時の控除額内訳明細書についての説明等がありました。

〈所得税〉

①　所得金額に関する項目

・平成19年3月31日以前に取得した資産について限度額を超えて償却している。
・専従者が専従できない状況にあるにもかかわらず専従者給与を計上している。
・同族会社の役員が当該法人から不動産賃貸料や貸付金利子などを受領しているにもかかわらず申告していない。
・資本的支出のものを修繕費として経費計上している。
・居住者（永住者）について国外所得を申告していない。国外財産調書制度にも注意いただきたい。

②　損益通算に関する項目

・事業所得の赤字を一時所得又は総合長期譲渡所得の金額の2分の1後の金額と損益通算している等。

③　所得控除に関する項目

（雑損控除）
・災害等により被害を受けた資産に支出した金額について、原状回復費用とそれ以外の資本的支出に区分することなく全額を控除の対象としている等。

（医療費控除）
・未払いの治療代を、治療が終わった年の控除の対象としている。
・医療費を補てんする保険金等の見込額を計上していない等。

（寄付金控除）
・ふるさと納税（都道府県・市町村に対する寄付金）を寄付金特別控除（税額控除）の対象としている。
・証明書の写しや確認書類を添付していない等。

④　税額控除に関する項目

（配当控除）
（住宅借入金等特別控除）
・26年分は特定取得に該当するか否かに注意していただきたい。

〈消費税〉

・免税事業者から課税事業者になった場合、期首棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
・課税事業者から免税事業者になる場合、期末棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
・還付申告の場合に「消費税の還付申告に関する明細書」を添付していない等。
・26年分は帳簿等において、課税売上及び課税仕入について、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があることに注意いただきたい等。

〈国民年金保険料2年前納時の控除額内訳明細書〉

・26年4月から国民年金保険料が2年前納できることとなったが①納めた年に全額控除する方法（従来通りの方法）と②各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を、前納をした年分で選択することができる。②の場合は「社会保険料（国民年金保険料）控除額内訳明細書」（日本年金機構ホームページからダウンロードするか、年金事務所に問い合わせして入手する）を作成し、控除証明書とともに添付して申告する。

2.「平成26年分の申告相談に当たっての留意事項 譲渡所得・贈与税」

講師：昭和税務署　資産課税第 1 部門
荒井伸也 上席国税調査官

留意事項の紹介と解説、当日配布された「（平成26年分用）資産税（贈与税及び譲渡所得）関係 特例適用チェック表」（国税庁ホームページの名古屋国税

局のページに掲載）に従い注意すべき点の解説等がありました。

〈譲渡所得〉

・譲渡所得における資産の取得日は、他から取得する家屋で取得契約時に建設が完了していないものは、当該家屋の完成の日以後が取得日となる（契約の効力発生日でなく引渡し日）。
・取得費について、概算取得費を使う場合は他に実額のものは含められない。
・ゴルフ会員権の譲渡損失について26年4月1日以後の譲渡は損益通算の対象とならない。
・措置法特例等の重複適用についてできるものとできないものに注意いただきたい等。

〈贈与税〉

・住宅取得等資金の贈与の26年分の非課税限度額は、省エネ等住宅は1,000万円、それ以外の住宅は500万円である。
・住宅取得等資金の贈与の非課税制度では、提出期限までに贈与税の申告書が提出されなかった場合におけるゆうじょ規定は設けられていない。
・相続時精算課税制度では、贈与税の申告書とともに提出する相続時精算課税選択届出書について、提出期限までに提出されなかった場合におけるゆうじょ規定は設けられていない等。

〈特例適用チェック表〉

・名古屋国税局のホームページには、譲渡所得・贈与税関係の特例適用チェック表とともに「住宅用家屋が新築に準ずる状態にあること又は増改築対象家屋が工事の完成に準ずる状態にあることを新築又は増改築工事を請け負った建設業者が証明し、工事完了予定日の記載のある書類」等の参考様式も掲載されている。

（研修部　古田 幸）

昭和14班

白川　幸一

昭和支部の皆様、はじめまして。このたび平成26年11月に税理士登録し、昭和支部に入会させていただくことになりました白川幸一と申します。現在、税理士法人津田明人税理士事務所に勤務しております。

私は、大学卒業後、一般の事業会社の開発部門に従事しておりました。その後、家庭の事情で退職することとなり、手に職をと考えていたときに、知人の影響を受け、税理士という職業に興味を持ち、目指すこととしました。それまで経理すら経験したことがなく、ゼロからのスタートで戸惑うことも多かったのですが、この度、10年越しでようやく目標であったこの資格を取得することができました。そして改めて税理士という仕事の大変さを日々感じております。

私の実務経験は9年ほどになりますが、この仕事の奥の深さはもちろんのこと、幅の広さに圧倒される毎日です。また、毎年改正される税制への対応、関連法律に対する知識の習得と努力が絶えず、日々悪戦苦闘しています。

しかしながら、税理士会に入会させて頂いたからには、日々精進を続け、適正な申告納税制度の一助にならなければと考えております。そして、少しでも税理士会のお役に立てるように努力したいと思っております。

何分未熟者であり微力ではありますが、昭和支部の発展に貢献できるよう努力してまいりたいと思っております。昭和支部の皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

租税教室体験記

西出　吉辰

私が小中学校に通っていた昭和50年代、納税の義務（憲法30条）について、テストで良い点を取るため、国民の三大義務の一つとして名称の暗記はしたものの、残念ながら、それだけで終わりました。消費税もなく、“税”に身近に触れる機会のなかった小学生の私には、その意義（必要性）を理解することも、その存在（具体的な内容）を知ることも、かないませんでした。

あれから30年が経過し、小学校の租税教室を担当させて頂く立場に変わりました。過去の自身の反省や経験を踏まえ、基本的な税金の仕組みをわかりやすく伝えることに主眼を置き、授業を行いました。「今後は増税が進むのですか。」という鋭い質問や、「税金どろぼうとは何ですか？」という手厳しい質問を受けるなど、講師はたじたじでした。

更に後日、児童の皆さんから感想文が送られてきました。「今まで税金は払うのが嫌だったが、みんなのために使われていることが分かったので、これからはしっかり払おうと思う。」という感想が多くを占めました。

今回、基本的な税金の仕組みをわかりやすく伝える、という点では、前述の質問や感想から、児童の皆さんにある程度理解してもらえたのではないか、と胸をなでおろしています。

他方、講義内で上映したDVD「マリンとヤマト」について、その架空の世界（税のない荒廃した社会）は描写が極端すぎる、との先生からの厳しいご意見も頂戴しました。今後の課題として反省し、次の機会に生かしたいと思います。

さて今月（1月）は、中学校を担当させて頂く予定です。小学校からより一歩踏み込み、生徒の皆さんとの対話や議論も行いたいと考えています。皆さんが進路を決める上で、勉学を進める上で、社会に出る上での一助となるような教室を目指し、取り組んでいきます。

【児童の皆さんからの質問】

・一風かわった税金はありますか。
　海外でお金を稼ぐと、税金はどうなるのですか。
　税金は、税理士さんしか計算できませんか。　ほか

【児童の皆さんからの感想】

・税のおかげで、私たちは学校の教科書を使えていることを知りました。
・税金によって自分の収入は減るけれど、その分、国のためになっているというのはとてもすごいことだと思います。
・消費税は0％のほうがいいとずっと思っていましたが、今回のことで8％くらいでいいと思いました。けれど8％から10％には上げてほしくないと思いました。
・教えてもらった税の種類以外の税も知りたい！　ほか

坂上　洋子

どうしよう。眠れない…　ほとんど眠れないまま夜が明けて、とうとう租税教室当日を迎えた。6年生4クラスを2名で分担し、一コマ目まずは赤堀先生の授業。関心のひき方さすがにうまいなあ。時間配分も完璧。見習わなきゃ。だめだ～　私にはとてもできないよ～

いろいろな思いが交錯するうち、容赦なく時間が過ぎて、いよいよ私の番がやってきた。　134の瞳がこっちを見ている。思ったよりみんなとの距離が近い。心臓が早鐘を打つってこんな感じ？まずは自己紹介。意外と大きい声が出てるよね。よし大丈夫。そして税金クイズ。全員参加で正解の番号を挙手してもらう。しまった！賞品があるっていうの忘れた、大事なとこなのに…それでも、みんな高々と手を挙げてくれている。何て素直でかわいいんだろう。マリンとヤマトのアニメまで10分の予定だったけど、開始が遅れて5分押している。ついつい早口になってるって自分でもわかってるんだけど直らない。大いに反省。税金の種類、消費税・所得税のしくみなどの話をし、税金を払ってもいいか、払いたくないかを尋ねてみる。払いたくないが多数意見。やっぱりそうだろうね。正直な気持ちだと思います。そしてアニメスタート。しばし緊張から解き放たれる時間･･･

アニメの内容に照らし、税金のある世界とない世界の比較をする。みんなの顔が真剣だ。

税金の使い道とその使い道は国会議員が決めることを話し、選挙の重要性に言及する。最後に「税金はみんなで社会を支えるための会費のようなもの」と締めくくり、再度質問を投げかける。「税金を払いたくない人～」あ、誰もいない。「税金を払ってもいいと思う人～」　おー、ほぼ全員の手が挙がった。「これからの日本を支えていくのは皆さんです。」そう言いながら見渡したみんなの顔がとても頼もしく見えた。

初めての租税教室で、僭越ながら自作のパワーポイントを使用させていただきました。

いろんな資料を参考にしながら作成するうちに、私自身税金の大切さを再認識しました。資料作りで盛り上がっていた頃、母親が道路で転倒し救急車のお世話になるはめに･･･。「税金のおかげで助かった。税金はありがたい」と86歳になる母親も大いに啓蒙されたようです。これからの未来を担う子供たちに税金の大切さを伝えること、これも税理士の意義ある仕事のひとつだとつくづく感じた今回の租税教室でした。

会員表慶

1月例会において、昭和支部慶弔細則第2条2項により表慶並びに記念品を贈呈を行いました。

今後益々のご活躍をご祈念いたします。

（敬称略）

〔米寿〕　谷髙　佐一　　三浦　二夫
（以上2名）

〔喜寿〕　岩田　洋二　　橋部　勝俊
後藤　俊樹　　三浦　利勝
（以上4名）

〔古希〕　重松　功成　　川嶋　俊策
木村　勝紀　　太田　芳久
三浦　英治　　田河　紘一
前田　　勲　　後藤　友和
髙橋　光好　　有海　繁雄
栗田　博氏　　仲島　智光
日比野國陵
（以上13名）

新年懇親会

1月例会後、メルパルクNAGOYAにて「新年懇親会」が、103名という大勢の参加者で開催されました。司会は、厚生部の橋部吉輝部長と水野敬子部員の二人で進められ、岡部豊生支部長、大橋裕志名古屋税理士会副会長、鈴木朋宏名古屋税理士会専務理事の挨拶の後、表敬を受けられた橋部勝俊会員乾杯のご発声で、新年らしく華やかに始まりました。

おいしい食事とお酒そして楽しい会話の後、昭和支部の名コンビ？表野会員、小林会員の司会によりビンゴゲームがスタートし、21名の会員にさまざまな賞品が配られました。残念ながら当選されなかった会員には図書券を参加賞としてお渡しし、ビンゴゲームは終了しました。

中締めの挨拶は、大澤雅治参与にしていただき、新年懇親会を終了しました。

【1月の月例集会】

平成27年1月9日(金)　17時10分より
メルパルクNAGOYA

(昭和税務署からの連絡事項)

1．申告会場の開催時期について
2．プレプリント確定申告書・お知らせはがき等の発送時期について
3．所得税確定申告書の作成に際してのお願い事項について
4．法定調書の提出期限等について
5．平成26年分確定申告に係る申告納付期限等について
6．申告書の一括提出及び申告書の送付方法等について

(支部よりの連絡事項)

税対部：無料相談について
研修部：今後の研修会について
総務部：今後の予定

【2月の月例集会】

平成27年2月13日(金)　13時30分より
名古屋市中小企業振興会館

(昭和税務署よりの連絡事項)

1．譲渡所得及び贈与税の誤り事例について
2．確定申告書の提出に当たっての留意点
3．綱紀観察について
4．税務職員の募集について

(支部よりの連絡事項)

税対部：無料相談について
研修部：今後の研修会について
総務部：今後の予定

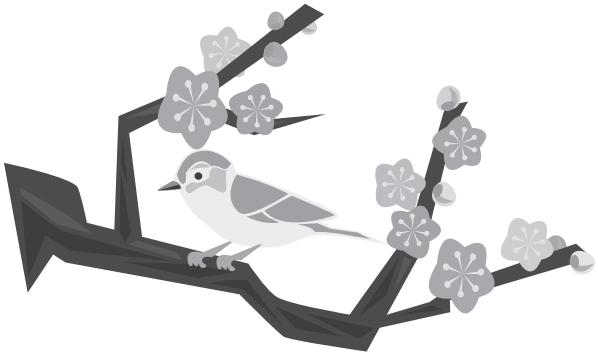

支部からのお知らせ

・4月月例集会及び研修会

平成27年4月10日(金)
名古屋市天白文化小劇場
月例集会　13時30分より
研 修 会　14時30分より

編集後記

国立天文台は毎年2月の初めに翌年の暦要項(れきようこう)を官報に発表しています。今年は2月2日に平成28年の暦要項を発表しました。内容は、国民の祝日や二十四節気といったいわゆる暦や月の朔弦望・日出入・日食・月食などの天文現象です。

来年からは8月第2月曜日が「山の日」となり祝日が年間16日になります。学校が夏休み、企業が盆休みの時期ですが、はてさて世間の反応はいかがなんでしょうか。

(広報部　上原　久子)